-(1291)-

氏名(生年月日) 高坂紀広 (1982年8月24日)

学 位 の 種 類 博士(会計学) 学 位 記 番 号 商博甲第73号

学位授与の日付 2019年3月15日

学位授与の要件 中央大学学位規則第4条第1項

学位論文題目 混合測定会計の意義と論理

論文審查委員 主查 上野 清貴

副査 石川 鉄郎・浅倉 和俊

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1 本論文の研究目的と問題意識

本論文の目的は、現行制度が抱えている問題である混合測定会計の意義と論理を明らかにすることである。

現行制度における貸借対照表項目の中には、会計測定・評価が、原則的に取得原価とされる事業 用資産と原則的に公正価値とされる金融資産が混在している。さらに、金融資産においても取得原 価と公正価値が混在している。結果として、時制ないし属性の異なる測定値が1つの財務諸表に混 在することになる。この混在の状態については、いまだ統合的な論理は存在しているとはいい難い。

これまで、取得原価会計という枠組みの中で、異質な公正価値測定項目を内包させたり、取得原価測定を批判的に捉え、公正価値会計がそれにとって代わろうとしたりする議論が展開されてきた。また、個々の会計測定値の意味を列挙して、それぞれの存在を認めようとする概念フレームワークのような存在もある。しかし、測定値の混合の意味を正面から捉え、それを統合的に捉えた議論は、数が限られたものとなっている。

それらの限られた議論のいずれにおいても、統合的な議論としては不十分である。というのは、 取得原価には取得原価の論理を、公正価値には公正価値の論理をそれぞれ追及していっても、取得 原価と公正価値の混合は、論理的には成立しがたいものになるからである。取得原価の本質と公正 価値の本質は互いに相いれない関係にある。

また、複数の会計測定値の意味を1つ1つ説明したとしても、それぞれの会計測定値が互いに独立したものであるということ以外は見出すことができない。つまり、それをしても、取得原価および公正価値という測定の混合はどこから生じるのか、また、両測定値が1つの財務諸表の中に存在する意義は何かを検討することにはならない。

このような現状認識の中で、どのようにして混合測定会計の意義と統合的な論理を明らかにする

のかが本論文の課題である。そして、そのためには、取得原価の本質的な議論や公正価値の本質的な議論を確認した上で、それとは別に、新たな観点から検討する必要があり、そこから統合的な論理を導く必要がある。この観点を明らかにし、混合測定会計の意義と論理を提示することが本論文の目的である。

2 本論文の構成と内容

本論文は、上述した研究目的を明らかにした序章と、6 つの章から構成されている。各章の内容 は次のとおりである。

第1章「混合測定会計類型化の論理」では、取得原価および公正価値という会計測定の基礎を1つの財務諸表において混合される論拠を先行研究や概念フレームワークの議論から整理している。ここでは、3つの類型が見出される。第1に、取得原価会計枠内の議論、第2に、取得原価会計の枠外としての公正価値会計類型の議論、そして第3に、将来キャッシュ・フローモデルである。これらは混合測定会計の論拠を明らかにする指向性があるといえるが、混合の程度の問題等やその一般性に関して限界がある。

取得原価会計枠内の議論は、実際に成立した交換価格である取得原価と当該取得原価を上限とする回収可能価額の関係が解明できないという点で、統合的な議論ではないという限界がある。公正価値会計類型の議論は、目的適合的な情報への要求に対して成立させる議論であるが、この議論の中で、目的適合的ではないとされる取得原価と、目的適合的である公正価値とを混合させる論理を成立させることは不可能である。

これに対して、その議論を意思決定有用性の観点から論じ、その観点から公正価値も取得原価も 導出される議論をしている将来キャッシュ・フローモデルは、統合的な議論といえるかもしれない。 しかし、そこでは、スチュワードシップという目的についてどのように考えるべきであるかという 点や、意思決定の問題と公正価値と取得原価を使い分けるということ自体の議論は十分になされて はいない、ということを最後に確認している。

第2章「混合測定会計と正統性概念」では、混合測定会計の論理を解明するための問題解決を、 正統性概念およびそれを適用したオミロス=ジャックに見出そうとする。

オミロス=ジャックは、公正価値会計を制度的に適用しようとする歴史の中で、会計人を含めた 利害関係者からの承認が一枚岩ではなく、それを追求する (in pursuit) 歴史を記述しており、そ の歴史を正統性 (legitimacy) の問題として扱っている。会計制度は、時代の要請に対してその時々 において変化し異なるものであり、その意味で収束困難な問題になりうるが、常に正統性が求めら れるものでもある。それゆえ、正統性の追求が会計制度の問題を検討するにあたって重要となる。

オミロス=ジャックは, 混合測定会計における混合の程度の問題は, 正統性概念に照らして検討

することにより、解決が図られるものと考える。なぜなら、混合の程度は正統である範囲で認められるのであり、混合の程度の議論は収束されると考えることができるからである。

その際,正統性概念の検討が重要となるが,広く利害関係者を正統性の評価者とするために,新 制度派組織論の概念を導入したサッチマンの正統性概念を適用する。そこでの正統性は次のように 表される。

図表2-4 正統性の分類

	行為	本質
		性質
一時的	交換	利害
継続的	影響	特徴
一時的	結果	人
継続的	手続	構造
	理解可能性	
一時的	予測可能性	妥当性
	自明性	
継続的	必然性	永続性

プラグマティックな正統性

モラルの正統性

認知の正統性

ここで、プラグマティックな正統性とは、利害関係者による利己的な評価によって基礎づけられる正統性である。モラルの正統性は、組織とその活動の積極的な規範的評価を反映し、当該行動が社会福祉を促進するかどうかに関する信念(belief)を基礎としたものである。認知の正統性は、いくつかの当然のこととされることの説明を基礎とした必要性または必然性としての正当化の要件となるものである。

オミロス=ジャックは、当該正統性概念を会計測定にかかる歴史的な変遷の中で適用し、取得原価 単独の測定値や公正価値単独の測定値それぞれの正統性は確固としたものとなっていないことを指 摘し、それをもって混合測定会計の正統性を導出する議論を行っている。

しかし、この議論は混合測定会計の必然性を間接的に示しているにすぎず、混合測定会計それ自体の正統性を示しているとはいえない。この議論では、確固たる正統性が担保される混合の程度はいかなるものであるのかを説明したものとはいえない。

第3章「忠実な表現の意義と展開」では、概念フレームワークにおける財務報告の質的特性とし

て備えるべき概念として、信頼性から忠実な表現に代わる論理を検討している。そして、その中で、 忠実な表現の意義を明らかにしている。

忠実な表現の第1の意義は、目的適合的な情報をなるべく認識する方向性が高まったことにある。 概念レベルが異なる意思決定有用性と忠実な表現ではあるが、目的適合的な情報を忠実に表現する という新たな忠実な表現の概念は、この2つの概念を連続的にみているのであり、忠実な表現が可 能であれば、有用な情報を提供するに至るということである。

忠実な表現の第2の意義は、経済的現象の議論を高めるということである。これは、第1の意義 とも関係し、忠実に表現する対象の経済的現象とは目的適合的な情報であることを意味する、とい うことである。すなわち、忠実な表現が対象とするのは目的適合的な情報のみである。

以上の議論によって、目的適合性によっては、取得原価会計の論理は成立しないといわれてきた 問題が解決される可能性がある。というのは、このように、忠実な表現と目的適合性は連続的かつ 同質のものであると考えることにより、忠実な表現の観点からであれば、取得原価測定の必要性は 論じうると考えられるからである。

そして、取得原価測定および公正価値測定の両測定を同じ論理から導出することは、混合測定それ自体の統合的な議論を導出することにつながる可能性がある。次の2章はそれを具体的に明らかにしたものである。

第4章「ニッシム=ペンマンにおける混合測定会計」では、ニッシム=ペンマンの議論を検討している。彼らの議論は、混合測定会計それ自体を論じている格好の先行研究である。それは、取得原価単独の会計や公正価値単独の会計の限界を指摘したものとなっており、取得原価と公正価値のそれぞれの測定値に関して、2つの目的、すなわちバリュエーションおよびスチュワードシップの両目的から検討したものである。

ニッシム=ペンマンの議論は、これら2つの目的の追求や、裁定取引の経済学、株主にとって重要な利益とは何かという議論によって、混合測定会計とは何かの議論を展開している先行研究として位置づけることができる。特にここで重要となるのは、会計上の取引を2つに分けているということであり、その2つの取引と取得原価および公正価値という2つの測定値を結びつけることができるということである。

第1の取引としてあげるのが、価値創造の取引である。原始的な例としては、購入市場から安く 仕入れて、販売市場で高く売ることにより、価値創造をもたらすものである。このような取引は、 仕入時点の価格である取得原価と株主にとって重要な利益を測定するための販売市場で成立した価格を突き合わせることになる。第2の取引としてあげるのが、無裁定の取引である。この取引では、 購入市場と販売市場の差異は存在せず、価値は即座に決まり、その価値を意味する公正価値が重要な測定値となる。

このように、測定対象を明らかにした上で、それを会計測定値と結びつけた議論は、忠実な表現の議論が混合測定会計の統合的な議論を導出するという本論文の主張につながるものとなる。

第5章「収益認識の観点からみた混合測定会計の論理—IFRS 第15号を中心として—」では、混合測定の議論を利益観の問題に引きつけて検討し、混合測定会計の論理を一般的に検討している。

利益観としての資産負債中心観は、混合測定会計と合わせて議論するとき、諸類型を想定する必要が出てくる。この諸類型を検討することは、混合測定会計の混合の程度を議論することと同じように収束させることが可能か否かという問題が生じうる。

ここでは、資産負債中心観の中で取得原価会計の議論ができるかどうかを中心に議論している。 具体的には、公正価値モデルではなく、取得原価を採用することになる顧客対価モデルは資産負債 中心観の議論に内包できるかということである。結論としては、IFRS 第 15 号は、当初の提案とは 異なるにもかかわらず、意図した資産負債中心観による収益認識を基準化したものといえるという ことである。

この関係で特に重要なものとして、「公正価値によるその他の包括利益」(FVOCI)の例をあげることができる。これは、利益の概念として、一方では一部の資産に対して資産負債の価値変動の測定を担わせ(公正価値で測定される)、他方では一部の資産に対して資産負債の価値変動以外(例えば、確定された利益)の測定を担わせている(確定された利益ではないということを根拠として評価差額を利益としない)ということが含意される。そのことが制度において、公正価値および取得原価という測定の混合をもたらしている。

第6章「正統性概念と混合測定会計の論理」では,第1章から第5章までの議論を総括して,混合測定が正統性をもつということの意味を明らかにし,混合測定会計の意義と論理を明らかにしている。

そこではまず、第2章のオミロス=ジャックの正統性の歴史的分析をサッチマンの3つの正統性の側面から、論点を抽出し、正統性の議論において、取得原価と公正価値の正統性がぶつかるところを検討している。そして、その検討を通じて混合測定会計の意義と論理を明らかにし、その中心概念として「忠実な表現」を位置づけている。

そこでは、目的適合性が公正価値会計を導出する中心的なものであることを確認されているが、 信頼性に代わる忠実な表現の展開の議論の中で、目的適合性と連続する忠実な表現の議論の存在も 確認されるとする。そして、目的適合性の議論と忠実な表現の議論は独立して考えるべきではない と指摘する。

目的適合性の議論を独立して考えると、取得原価測定を導出できないことになるが、忠実な表現の議論からであれば、取得原価測定の導出は可能である。取得原価の方が公正価値よりも意思決定を有用にする目的適合性があることを示すのは、目的適合性の議論の発祥からして困難である。しかしながら、ある特定の取引を想定したときに、より忠実に表現できるのは、取得原価であるということは示せる可能性がある。

そして、その特定の取引として、ニッシム=ペンマンが主張する価値創造の取引と無裁定取引の 存在があげられる。前者は取得原価によって忠実に表現され、後者は公正価値によって忠実に表現 されるのである。これらの取引が認知できるものであれば、認知の正統性を示すものであり、そのように考えれば、IFRS 第 15 号が顧客対価モデルを採用し、取得原価を認める正統性も理解できる。 忠実に表現がなされていれば、あるべき処理ということでモラルの正統性が担保される。また、株主にとって重要な利益は「確定された利益」であることも踏まえると、取得原価測定によって計算された利益計算は、プラグマティックな正統性を担保したものとなる。

以上が本論文の概要と具体的内容であるが、これらに基づいて本論文は最後に、次のように結論づけている。すなわち、混合の程度の議論を収束させる正統性は、忠実な表現によってなされる。 忠実な表現の追及によって混合測定会計が会計制度の必然となるのと同時に、これによって生じる 混合測定会計は、投資家にとって有用なものであるだけではなく、あるべき会計を意味し、さらに は、会計人にとって十分理解しうる会計の体系であるといえるのである。

3 本論文の評価すべき点と若干の問題点

(1) 本論文の特徴と評価すべき点

本論文の特徴の1つは、混合測定会計の意義と論理を、概念フレームワークの主要概念である忠実な表現によって統合的に説明したことである。概念フレームワークは会計基準の基礎であり、各会計基準の統合概念として位置づけられる。したがって、この概念フレームワークは混合測定会計の意義と論理を統合的に説明する素地を有しているということができ、本論文はまさにこのことに着眼した点に、大きな特徴がある。

本論文の第2の特徴は、混合測定会計の意義と論理の説明を、社会学や経営学の新制度派組織論の概念を内包した合理的根拠としての正統性概念により裏づけたということである。ある論理を展開するにはその証明だけでは不十分であり、それを正統化する必要がある。本論文はこれをプラグマティックな正統性、モラルの正統性および認知の正当性によって裏づけたことに、第2の大きな特徴がある。

本論文の評価すべき点は、上述したように、混合測定会計の意義と論理を忠実な表現という概念によって統合的に説明し、これを正統性概念によって統一的に裏づけたことである。従来、混合測定会計の問題は本格的に議論されず、議論されないままに、資産および負債は項目ごとに取得原価または公正価値として評価され、規定されていた。また、混合測定会計の問題が議論されたとしても、加法性を問題とした否定的なものが多かった。

これに対して、本論文は混合測定会計の問題を真正面から取り上げ、その意義と論理を統合的な概念で説明し、正統化している。さらに、その論理展開は多くの先行研究を渉猟し、本論文の結論はその上に緻密な思考展開により築き上げられたものである。これらのことから、本論文はその研究目的を十分に果たしているということができ、高く評価できる論文である。

(2) 若干の問題点

本論文は、以上のような研究の統合性、緻密性および論理性を備えている優れた論文であるが、高坂氏の今後の研究の進展を期待するという意味で、ここで本論文の若干の問題点を指摘しておきたい。

- ① 本論文は、混合測定会計の意義と論理を、概念フレームワークの主要概念である忠実な表現によって統合的に説明しているが、もう1つの主要概念である目的適合性についてはあまり触れられていない。本論文では、目的適合性と忠実な表現は連続的かつ同質のものとして扱われているので、忠実な表現による説明で十分であると考えたのであろうが、本論文の完全を期するために、目的適合性と混合測定会計との関係をもう少し展開すべきであったと思われる。
- ② 本論文では、混合測定会計を取得原価と公正価値の二元論として取り扱っているが、この公正価値はわが国では時価とよばれており、時価には購入時価と売却時価が存在する。したがって、時価会計自体が混合概念となっており、本論文はこれらの概念を含めた多元論として混合測定会計を論じる可能性ないし必要性があったのではないかと思われる。

しかしながら、これらは本論文を今後より良いものにするために、高坂氏に期待したい研究課題 であり、これによって本論文の学術的意義が損なわれることは決してない。

4 口頭試問

口頭試問において,本論文の裏づけとなる知識,考え方,今後の展開可能性などについて質疑応答を行い,その結果,十分な能力を備えていることを確認した。

5 本論文の評価

以上を総合的に判断するとき, 高坂紀広氏の博士学位申請論文「混合測定会計の意義と論理」は本学の博士(会計学)の学位授与に十分に値するものと評価する。